

(宿泊事業者向け)

北谷町宿泊税の徴収事務について

令和8年3月

北谷町総務部税務課

01	北谷町宿泊税について	3～5頁
02	宿泊税の仕組み	6～8頁
03	特別徴収義務者の登録等	9～11頁
04	宿泊税の徴収・申告納入	12～22頁
05	適正な申告納入のために	23頁
06	その他	24～31頁

1. 北谷町宿泊税について

北谷町における宿泊税の概要は、以下の表のとおりです。

項目	内容
課税開始時期	令和9年2月1日 ※ 令和9年1月31日から翌2月1日にかけて行われる宿泊は課税対象外となります。 ※ 課税開始日より前に予約があった場合でも宿泊税が課税される場合があります。
課税客体	旅館、ホテル、簡易宿所、民泊の施設における宿泊行為
納税義務者	宿泊者
税額	1人1泊当たりの宿泊料金に定率2%(上限2,000円) ※町税1.2%(上限1,200円)、県税0.8%(上限800円)の計2%
課税免除	以下のいずれかに該当する宿泊には課税しません。 ※詳細はP24～28をご確認ください。 ・学校の教育活動に伴う宿泊(修学旅行、部活動等) ・スポーツ大会、文化大会への参加に伴う宿泊(地域クラブ等) ・外国大使等の任務遂行に伴う宿泊
徴収方法	宿泊者(納税義務者)から宿泊事業者(特別徴収義務者)が宿泊税を徴収し、北谷町へ納入する方法(特別徴収) ※ただし、宿泊事業者と旅行会社の間で合意の下、旅行会社側で徴収、事前決済とすることも可能です。
申告・納入方法	原則、1か月ごとに申告と納入をする必要があります ※ 一定要件を満たす場合は3か月ごとの申告・納入とする特例があります。
報償金	徴収した税額の2.5% ※導入から5年間は3.0%
その他	税導入に伴う宿泊施設のシステム改修費を補助する予定(補助率10/10、1施設上限200万円) ※沖縄県システム改修等補助金事業 詳しくは沖縄県ホームページをご確認ください。

1. 北谷町宿泊税について

(1) 宿泊税導入の目的

宿泊税は、北谷町内のホテルや民泊などに宿泊する場合に、宿泊者に対して課税する「法定外目的税」です。北谷町において、オーバーツーリズム対策や魅力の更なる向上等に取り組むことにより、持続可能な観光地として観光競争力の維持・向上を図ることを目的に導入します。

(2) 宿泊税の使途

宿泊税は、観光を取り巻く状況が絶えず変化していくことを踏まえ、毎年関係者と協議することを前提に以下の柱を設定し、主に新規事業や拡充が必要とされる取り組みや納税者への還元に資する事業に活用し、持続可能な観光地としての発展を目指します。

使途事業の柱

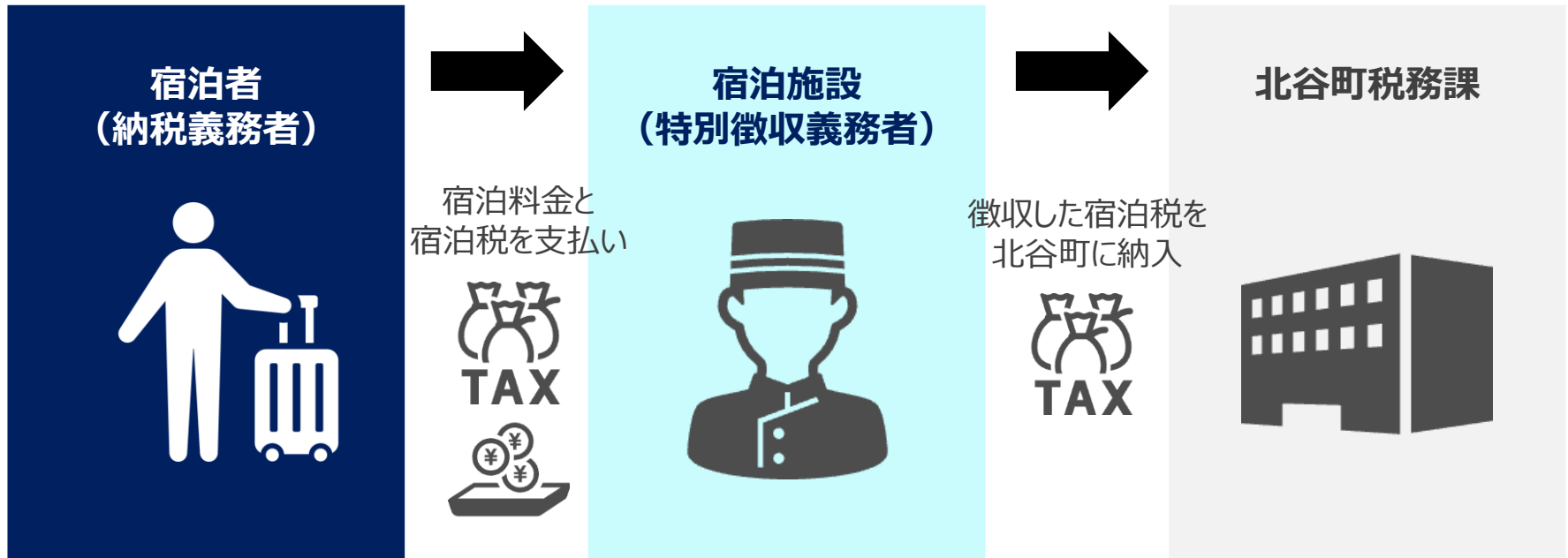
取り組みのイメージ ※決定事項ではありません。

6 本の 柱	マーケティング基盤の整備	<ul style="list-style-type: none">デジタルマーケティング基盤の強化プロモーションの展開
	受入環境（体制）の整備	<ul style="list-style-type: none">二次交通（域内交通含む）の充実
	エリアの魅力創出	<ul style="list-style-type: none">閑散期対策としたイベントの開催
	観光資源の保全	<ul style="list-style-type: none">伝統文化の保全や発展海域環境の保全
	観光危機への対応	<ul style="list-style-type: none">災害時への対応や減災対策、備蓄品の購入旅行需要喚起策の展開
	徴収に関するコスト	<ul style="list-style-type: none">徴収に係るコスト全般

1. 北谷町宿泊税について

(3) 宿泊税の徴収方法（特別徴収制度）

- ・宿泊税の納税義務者は、北谷町内の宿泊施設の宿泊者
- ・宿泊税は宿泊料金と合わせて宿泊施設で徴収され、北谷町に申告納入されます。
- ・この制度を「**特別徴収制度**」といいます。



特別徴収義務者

- ・宿泊税の特別徴収義務者は、**宿泊施設の経営者**

※上記以外に、「**宿泊施設の徴収について便宜を有すると認められる方**」が特別徴収義務者となることがあります。

〔 宿泊施設の経営者と実質的な宿泊施設の経営者が異なる場合
委託契約等により宿泊施設経営の決定権が宿泊施設の経営者以外の方にある場合など 〕

2. 宿泊税の仕組み

(1) 北谷町宿泊税の税率

北谷町の宿泊税の税率は、1人1泊につき2%となります。

なお、沖縄県宿泊税も併せて徴収していただき、まとめて北谷町に申告納入していただきます。

※沖縄県宿泊税は、北谷町が沖縄県へ払い込む流れとなります。

料金	税率	内訳	
		北谷町	沖縄県
1人1泊当たりの宿泊料金	2%	1.2%	0.8%

(2) 課税対象となる宿泊料金

以下の通り、宿泊料金として課税対象となるものを整理しています。

※ 宿泊料金とは、食事代や消費税等を除いた**素泊まり料金**のことを言います。

宿泊料金に含まれるもの	宿泊料金に含まれないもの
<ul style="list-style-type: none">清掃代寝具使用料、寝具クリーニング代入浴代寝衣代サービス料、奉仕料 等	<ul style="list-style-type: none">食事代、遊興費、会議室の利用等に係る料金消費税、地方消費税、入湯税等の税宿泊者が任意で支払ったチップ、祝儀金オプションとして支払った追加清掃代損害賠償金 等

2. 宿泊税の仕組み

(3) 北谷町宿泊税の徴収

宿泊税の課税対象となる行為(課税客体)は宿泊施設への宿泊で、宿泊税を納める方(納税義務者)は宿泊者となります。宿泊税は、課税開始日である**令和9年2月1日**以後の宿泊施設への宿泊に対し、その宿泊者に課税されます。

宿泊とは

寝具を使用して宿泊施設を利用することで、次の基準に基づいて課税対象となる宿泊かどうか判断します。

判断基準

その利用行為が契約上、宿泊としての取扱いであるもの

上記以外の場合で、その利用行為が日をまたぐ6時間以上の利用であるもの

※令和9年2月1日より前に予約があった場合でも、令和9年2月1日以降の宿泊には宿泊税が課税される場合があります。

宿泊行為の定義

本来の許可、届出を得ていない施設であっても、旅館業法での宿泊の定義に該当する場合は課税対象となります。(以下の4項目をすべて満たすものです。)

判断基準

宿泊料金を徴収している(名称は問わない)

社会性がある(不特定の者を宿泊させる場合、広告等により広く一般に募集を行っている場合など)

反復継続性がある(宿泊募集を継続的に行っている場合など)

生活の本拠ではない

(使用期間が1カ月未満の場合、使用期間が1カ月以上であっても部屋の清掃や寝具類の提供等を施設提供者が行う場合など)

宿泊者とは

宿泊者とは、宿泊施設から宿泊設備の提供を受け、その設備を利用して宿泊する者をいいます。宿泊料金を宿泊者以外の第三者が負担した場合であっても、実際の宿泊者が納税義務者となります。

2. 宿泊税の仕組み

(4) 特別徴収事務の流れ

プロセス	内容	備考						
Step 1 特別徴収義務者 登録	<ul style="list-style-type: none">町へ特別徴収義務者の登録申請を行っていただきます。 <table border="1"><thead><tr><th>経営開始日</th><th>提出期限</th></tr></thead><tbody><tr><td>令和9年2月1日以前</td><td>令和9年1月27日まで</td></tr><tr><td>令和9年2月2日以降</td><td>経営開始日の5日前まで</td></tr></tbody></table> <ul style="list-style-type: none">登録後、特別徴収義務者証の交付を行いますので、フロント（宿泊者が見やすい箇所）に掲示をお願いします。	経営開始日	提出期限	令和9年2月1日以前	令和9年1月27日まで	令和9年2月2日以降	経営開始日の5日前まで	<p><添付書類> 旅館営業許可証の写し、住宅宿泊事業に係る届出番号等が確認できる書類の写し、登記事項証明書（法人）、本人確認書類の写し（個人）等</p>
経営開始日	提出期限							
令和9年2月1日以前	令和9年1月27日まで							
令和9年2月2日以降	経営開始日の5日前まで							
Step 2 宿泊税の徴収	<ul style="list-style-type: none">宿泊行為があった場合、宿泊者（納税義務者）から宿泊料金と併せて宿泊税を徴収していただきます。 <p style="text-align: center; border: 1px solid red; padding: 5px;">令和9年2月1日 宿泊税開始</p>	<p>宿泊年月日、宿泊料金、宿泊者数等の帳簿を備えてください。 ※5年間保存</p>						
Step 3 宿泊税の 申告納入	<ul style="list-style-type: none">毎月末日までに、前月の初日から末日までの間の宿泊に係る宿泊税について、申告納入を町へお願いします。「宿泊税納入申告書」を提出し、「宿泊税納入書」により徴収した宿泊税を納入します。地方税ポータルシステム（eLTAX）での申告納入も可能です。	<p><例> 令和9年3月申告分 （2月1日～2月28日宿泊分）</p>						

3. 特別徴収義務者の登録等

STEP1 北谷町宿泊税の特別徴収義務者の登録

北谷町内における宿泊施設の経営者は、宿泊税の特別徴収義務者としての登録が必要となります。
なお、登録は営業許可を受けた施設ごとに行っていただく必要があります。

特別徴収義務者としての登録	宿泊事業者は令和9年1月27日までに 宿泊施設ごとに特別徴収義務者の登録 の手続きが必要となります。（令和9年2月2日以降に経営を開始する場合は、開始5日前まで）特別徴収義務者登録後、北谷町が「 宿泊税特別徴収義務者証 」(証票)を交付します。 ※システム改修費用補助金の申請に際して、登録が必要条件となります。
----------------------	---

特別徴収義務者登録に関する申請書類



登録申請

証票の受領

掲示

提出書類	① 宿泊税特別徴収義務者申請書（第2号様式）	
	添付②	(法人の場合) 現在登記事項証明書 (個人の場合) 本人確認書類の写し（マイナンバーカード等）
	添付③	(旅館業の場合) 旅館営業許可証の写し (住宅宿泊事業の場合) 届出番号及び建物の所在地が確認できる書類の写し
	その他	(実質的な経営者が営業許可者等と異なる場合) ④ 実質的経営者である旨の申立書 ⑤ 経営委託契約書等の写し

3. 特別徴収義務者の登録等

STEP1 北谷町宿泊税の特別徴収義務者の登録

宿泊税特別徴収義務者申請書

第2号様式（第6条関係）

宿泊税特別徴収義務者申請書			
北谷町長 様		年 月 日	
申請者（特別徴収義務者）			
住所（所在地）			
氏名（名称）			
個人番号（法人番号）			
電話番号			
北谷町宿泊税条例第10条第1項の規定により、宿泊税の特別徴収義務者として次のとおり申請します。			
宿泊施設	所在地	〒	
	ふりがな		
	電話番号		
	概要	客室数 室	収容人員 名
	経営開始(予定)日	年 月 日	
営業許可等	住所(所在地)	〒	
	ふりがな		
	氏名(名称)		
	電話番号		
	種別	ホテル・旅館・簡易宿所・民泊	
許可(届出)番号			
施設所有者	住所(所在地)	〒	
	ふりがな		
	氏名(名称)		
書類送付先	住所(所在地)	〒	
	ふりがな		
	氏名(名称)		
	電話番号		

備考 申請内容が確認できる書類を添付してください。

実質的経営者である旨の申立書

北谷町長 殿		年 月 日	
申請者			
住所			
氏名			
[名称及び代表者の氏名]			
電話番号			
(法人の場合) 法人番号			
実質的経営者である旨の申立書			
私は、下記施設の実質的経営者であることを申し立てします。			
営業許可等の 宿泊施設の	住所又は所在地	〒	
	フリガナ		
	氏名 (名称及び代表者の氏名)		
	営業種別	<input type="checkbox"/> 旅館・ホテル <input type="checkbox"/> 簡易宿所 <input type="checkbox"/> 住宅宿泊事業	
	許可(届出)番号		
施設	住所又は所在地	〒	
	フリガナ		
	名称		
	実質的経営者による 経営開始(予定)年月日	年 月 日	

注 1 複数の施設を有する場合は、施設ごとに申立書を提出してください。

2 許可者等と実質的経営者との間で締結した契約書等の写し（又は宿泊施設等に係る事業損益の帰属が確認できる書面の写し）を添付してください。

3. 特別徴収義務者の登録等

STEP1 北谷町宿泊税の特別徴収義務者の登録 証票の交付

- ・特別徴収義務としての登録後、「宿泊税特別徴収義務者証」が交付されます。
- ・この証票は、フロント等宿泊者の見やすい箇所に掲示する必要があります。
- ・証票を亡失し、又はき損したときは、「宿泊税特別徴収義務者証再交付申請書」を提出し、再交付の申請を行ってください。
- ・経営の廃止等により特別徴収の義務が消滅した場合には、速やかに証票を返還してください。

特別徴収義務者の登録事項の変更、宿泊施設の休止又は再開、経営の廃止などの手続きは届出が必要です。
詳しくは「北谷町宿泊税特別徴収の手引き」をご参照ください。

※証票の掲示等については、条例により罰則が定められています。
証票の掲示義務等に違反した場合、1年以下の拘禁刑または50万円以下の罰金が科せられることがあります。

第3号様式（第6条関係）

 北谷町 宿泊税特別徴収義務者証	
北谷町宿泊税条例に定める特別徴収義務者であることを証する。 ※この証は、沖縄県宿泊税条例に定める特別徴収義務者であることを兼ねる。	
宿泊施設名	
宿泊施設所在地	
指定番号	
Chatan Town Accommodation Tax Special Collecting Agent Certificate	
Verified as a special collecting agent as written in the Chatan Town Accommodation Tax Ordinance. ※This certificate also serves as proof of status as a special collecting agent under the Okinawa Prefectural Accommodation Tax Ordinance.	
Mayor of the Town of Chatan 北谷町長 印	

4. 宿泊税の徴収・申告納入

STEP2 北谷町宿泊税の徴収

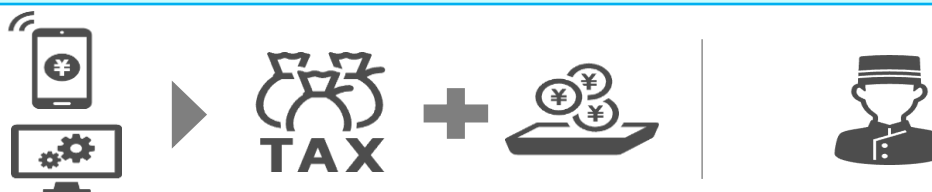
① 宿泊施設で宿泊料金
と併せて徴収



② 宿泊料金は事前支払い
+
宿泊施設で宿泊税のみ徴収



③ 宿泊料金
+
宿泊税を事前支払い
(宿泊施設での支払い無し)



その他

- ✓ 上記②や③のとおり、宿泊税の徴収は事前決済時または当日現地でのお支払いについて宿泊施設がご都合の良い方法を選択いただいで構いません。
- ✓ 宿泊税の徴収について、宿泊料金と分けて徴収するか、宿泊料金として含める形かは宿泊施設がご都合の良い方法で選択いただいで構いません。ただし、宿泊税が含まれていることを宿泊者に対して分かるように表示してください。
- ✓ 旅行業者が旅行商品販売時に宿泊税相当分を預かり、宿泊事業者へ支払うことも可能です。
- ✓ パッケージ商品の代金に宿泊税を含める場合は、その旨を明記する必要があります。

4. 宿泊税の徴収・申告納入

STEP2 北谷町宿泊税の徴収 宿泊の判断事例

Q 午前0時を超えてからチェックインした場合（宿泊者の到着が遅れたことによりチェックインが予定日の翌日となった場合）

A その契約を宿泊契約として取り扱う場合は課税対象となります。

Q 客室を日帰りで利用するデイクースの場合

A 課税対象ではありません。

Q 休憩その他これに類する利用に係る契約の場合

A 日をまたぐ6時間以上の利用（連続した延長利用を含みます。）があった場合は、課税対象となります。
なお、契約上「宿泊」と「休憩」の区別がない場合は、「その利用行為が日をまたぐ6時間以上の利用」があるかどうかで宿泊の判断を行います。

Q キャンセルがあり、料金の支払いを受けた場合

A 宿泊行為がないため、課税対象となりません。

Q 宿泊料金を第三者が支払った場合、宿泊税は誰が負担すればいいですか。

A 条例上、納税者の義務があるのは実際に宿泊した宿泊者ですが、第三者が宿泊税を支払っても差し支えありません。

Q 幼児料金、子ども料金、ベビーベッド代等がかかる場合

A 幼児、子ども、大人に関わらず宿泊税の課税対象となりますが、寝具の追加のない無料の添い寝利用などにより、宿泊料金が発生しない場合は課税対象となりません。

Q 実際の宿泊を伴わない利用行為（キーブルーム等）の場合

A 宿泊行為を伴わない場合契約の場合は、課税対象となりません。実際に宿泊行為があった場合、又は日をまたぐ6時間の利用により宿泊行為があったとみなされる場合には課税対象となります。この場合において、宿泊者数は宿泊施設で把握する人数とします。
このときに宿泊料金は、宿泊日ごとに宿泊料金が明確なときはその金額を宿泊料金とします。

次頁を参照

4. 宿泊税の徴収・申告納入

STEP2 北谷町宿泊税の徴収 宿泊の判断事例

例 | 1室税抜き50,000円の部屋を3泊契約した場合

	宿泊者数 (A)	宿泊料金 (B)	宿泊料金/人 (B÷A)	宿泊税 (課税標準額×2%×課税対象人数)
1泊目	5人	50,000円	10,000円	1,000円 (10,000円×2%×5人)
2泊目	0人	50,000円	—	0円
3泊目	4人	50,000円	12,500円	960円 (12,000円×2%×4人)
宿泊税 計				1,960円

※ 2泊目は宿泊行為がないため課税対象となりません。

※ 課税標準額 | 千円未満切り捨て

4. 宿泊税の徴収・申告納入

STEP2 北谷町宿泊税の徴収 宿泊料金の判定の例

Q 各種宿泊プランの取扱い




宿泊に付随して提供される食事、宴会等の料金（以下「食事料金等」という。）が宿泊料金に含まれている場合は、食事料金等に相当する金額を控除した金額を宿泊料金とします。
朝食無料サービス等、宿泊以外の利用行為を無料で提供する場合は、食事料金等に相当する金額がないものとして、その料金全額を宿泊料金とします。

Q 1人当たりの料金が不明な場合

A 1室を単位として料金が設定されているなど1人当たりの宿泊料金が不明な場合は、1室1泊当たりの宿泊料金の総額を宿泊人数で除した額を1人当たりの宿泊料金とします。
※計算事例については次ページをご覧ください。

4. 宿泊税の徴収・申告納入

STEP2 北谷町宿泊税の徴収 宿泊料金の計算事例

【ケースA】 ツインルーム利用	【ケースB】 ファミリー（ベッド追加）	【ケースC】 高級スイート（上限適用）
 <p>室料15,000円／2名利用</p> <p>(7,500円／人で千円未満切捨) 7,000円 × 2% =</p> <p>税額 140円／人</p>	 <p>室料15,000円／大人2名＋ 乳児1名（添い寝無料、 ベッド代3,000円追加）</p> <p>(7,500円／人で千円未満切捨) 7,000円 × 2% = 税額 140円／人（大人） 3,000円 × 2% = 税額 60円／人（乳児）</p>	 <p>室料120,000円／1名利用</p> <p>120,000円 × 2% = 2,400円</p> <p>税額 2,000円／人 （上限）</p>

<留意点>

- エキストラベッド等の有料の寝具の追加がある場合で、追加料金が特定の宿泊者に帰属しないときは、その追加料金を宿泊料金の総額に加算します。
- 幼児・子どもの宿泊についても、宿泊料金を徴収されているのであれば課税対象となりますが、寝具の追加のない無料の添い寝利用などにより、宿泊料金が発生しない場合は課税対象なりません。
- 宿泊料金の総額に幼児料金、子ども料金、ベビーベッド代その他の特定の宿泊者に帰属することが明らかな料金が含まれる場合は、その金額を当該宿泊者の宿泊料金として別に取り扱い、宿泊料金の総額及び宿泊者の総数から除外します。

4. 宿泊税の徴収・申告納入

STEP3 申告納入 納入申告書の提出

特別徴収義務者は、各月の初日から末日までの間の宿泊に係る宿泊税について、原則、翌月の末日までに、宿泊施設ごとに、必要事項を記入した「宿泊税納入申告書」に「宿泊税月計表」を添付のうえ、北谷町に提出し、併せてその税額を「宿泊税納入書」により納入してください。

<申告/納入の流れ>

- 4月1日～30日の宿泊税 ⇒ 5月31日までに申告書並びに宿泊税納入書（及び納入）を提出
- 5月1日～31日の宿泊税 ⇒ 6月30日までに申告書並びに宿泊税納入書（及び納入）を提出
- 6月1日～30日の宿泊税 ⇒ 7月31日までに申告書並びに宿泊税納入書（及び納入）を提出

※月末が土曜日、日曜日または祝祭日に当たるときは、次の平日が申告期限になります。

※期限後に納入申告書を提出された場合、本来の税額のほか、加算金や延滞金がかかるとあります。
※期限後に納入されると、延滞金がかかる場合があります。

4. 宿泊税の徴収・申告納入

STEP3 申告納入 納入申告書の様式

<記入事項>

- 申告期限までに「宿泊税納入申告書」に宿泊のあった月における宿泊税の課税対象となる宿泊料金、宿泊者数及び宿泊税額を記入し、提出してください。

<宿泊税納入申告書の提出方法(いずれかの方法で提出)>

- 地方税ポータルシステム (eLTAX) による電子申告
- 北谷町税務課への郵便又は信書便で送付
- 北谷町税務課への窓口持参

<注意点>

- 課税対象外（課税免除等）の宿泊数も記入が必要です。
- 宿泊がない月（宿泊数がゼロの月）も申告書の提出が必要です。
- 申告書は、宿泊施設ごとに作成が必要です。
- 申告納入期限の特例が適用されている場合、1枚の申告書に3か月分の申告内容を記入してください。
- 特別徴収制度においては、納税義務者が宿泊税相当額を未払いであっても、課税の対象となる「宿泊」があれば、特別徴収義務者がその徴収すべき宿泊税相当額を申告納入していただくこととなります。

第11号様式（第9条関係）

宿泊税納入申告書

指定番号

北谷町長 様

年 月 日

申告者の住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)		申告者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者名)	
〒		電話 — —	
		個人番号又は法人番号	
この申告に係る	所在地		
宿泊施設	名称		

宿泊税の納入について、北谷町宿泊税条例第12条第1項の規定により申告します。

	区分	宿泊者数(延べ数)	宿泊料金総額(A)	税率(B)	税額(A×B)
年	課税対象	人	円	100分の2.0	円
	課税免除対象	人	円		
	合計	人			
月分	課税対象	人	円	100分の2.0	円
	課税免除対象	人	円		
	合計	人			

	区分	宿泊者数(延べ数)	宿泊料金総額(A)	税率(B)	税額(A×B)
年	課税対象	人	円	100分の2.0	円
	課税免除対象	人	円		
	合計	人			
月分	課税対象	人	円	100分の2.0	円
	課税免除対象	人	円		
	合計	人			

注1 この申告書は、前月中の宿泊について記載し、毎月末日までに提出してください。ただし、北谷町宿泊税条例第12条第2項の規定による承認を受けているときは、指定する月の末日までに提出してください。

2 この申告書に、内訳となる宿泊年月日ごとに記載された月計表を添付してください。

3 税率は、町宿泊税100分の1.2と沖縄県宿泊税100分の0.8を合算した税率となっています。

4. 宿泊税の徴収・申告納入

STEP3 申告納入 宿泊税月計表

<記入事項>

- 宿泊税月計表は、記載事項が同様のものであれば、任意様式での提出も可能です。
- 納入申告書の内訳を宿泊年月日ごとに記入します。
- 北谷町税分、沖縄県税分を分けずに合計した税率の区分ごとに記入します。
- 課税対象外（課税免除等）の宿泊数も記入が必要です。
- 宿泊がない月（宿泊数がゼロの月）は月計表の提出の必要はありません。

施設番号				
宿泊施設名				
令和	年	月分	(単位：人、円)	
日付	課税対象		課税免除	
	宿泊者数	宿泊料金	宿泊者数	宿泊料金
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
合計				
税額 (税率2%)				

4. 宿泊税の徴収・申告納入

STEP3 申告納入 宿泊税納入に関する様式

納入期限までに「宿泊税納入書」により北谷町に納入が必要です。

<記入事項>

- 納入対象月の宿泊税額を記入します。
- 納入申告書の税額と金額が一致していることを確認してください。
- 申告区分、納期限（毎月末日）を忘れずに記入してください。
- 「金融機関等保管」、「北谷町保管」、「納入者保管」があり、それぞれ記入が必要です。

<納入方法>

- 北谷町役場、取扱金融機関等での窓口納入
- 地方税ポータルシステム（eLTAX）を利用して電子申告を行った場合には電子納付が可能

第12号様式（第9条関係）

沖縄県北谷町	宿泊税納入書
市町村コード	
473260	

沖縄県北谷町	宿泊税納入済通知書
市町村コード	
473260	

沖縄県北谷町	宿泊税領収証書
市町村コード	
473260	

口座番号		加入者名								
		北谷町会計管理者								
年度	申告年月	申告区分	指定番号							
		申告 更正 決定								
納入金額	税額	億	千	百	十	万	千	百	十	円
	延滞金									
	加算金									
	合計額									
納期限		年 月 日								
特別徴収義務者 住所 (所在地) 氏名 (名称)										
上記のとおり納入します。										
(納入場所) ・北谷町役場 ・沖縄県農業協同組合 ・琉球銀行 ・沖縄銀行 ・沖縄信用金庫 ・ゆうちょ銀行 ・沖縄県内のゆうちょ銀行及び郵便局										
(金融機関等保管)										

この納入書は3枚一組となっておりますので、切り離さずに提出してください。

口座番号		加入者名								
		北谷町会計管理者								
年度	申告年月	申告区分	指定番号							
		申告 更正 決定								
納入金額	税額	億	千	百	十	万	千	百	十	円
	延滞金									
	加算金									
	合計額									
納期限		年 月 日								
特別徴収義務者 住所 (所在地) 氏名 (名称)										
指定金融機関名										
取りまとめ店										
〒812-8794 ゆうちょ銀行 福岡貯金事務センター										
(北谷町保管)										

上記のとおり通知します。(受付店→北谷町会計管理者)

口座番号		加入者名								
		北谷町会計管理者								
年度	申告年月	申告区分	指定番号							
		申告 更正 決定								
納入金額	税額	億	千	百	十	万	千	百	十	円
	延滞金									
	加算金									
	合計額									
納期限		年 月 日								
特別徴収義務者 住所 (所在地) 氏名 (名称)										
上記のとおり領収しました。										
(納入者保管)										

この領収書は、5年間保存してください。

4. 宿泊税の徴収・申告納入

STEP3 申告納入 申告納入期限の特例

特別徴収義務者の申告納入手続の負担を軽減するため、月平均納入金額30万円以下（年間納入額が360万円以下）、滞納のないことなどの要件を満たす場合は、申請し、承認を受けることにより、申告納入期限の特例を受けることができます。

この特例を受けると、以下のとおり、3か月分をまとめた年4回の申告納入期限となります。

宿泊のあった月	申告納入期限
3月分、4月分、5月分	6月末日
6月分、7月分、8月分	9月末日
9月分、10月分、11月分	12月末日
12月分、1月分、2月分	3月末日

<適用開始月の注意点>

- 承認後、適用開始月（3月、6月、9月、12月のいずれか）を記載した承認通知書を送付します。
- 承認通知書に記載の適用開始月は、上記の表の「宿泊のあった月」を指します。
- 適用開始月以前の申告納入期限は、原則通り宿泊のあった月の翌月末日です。

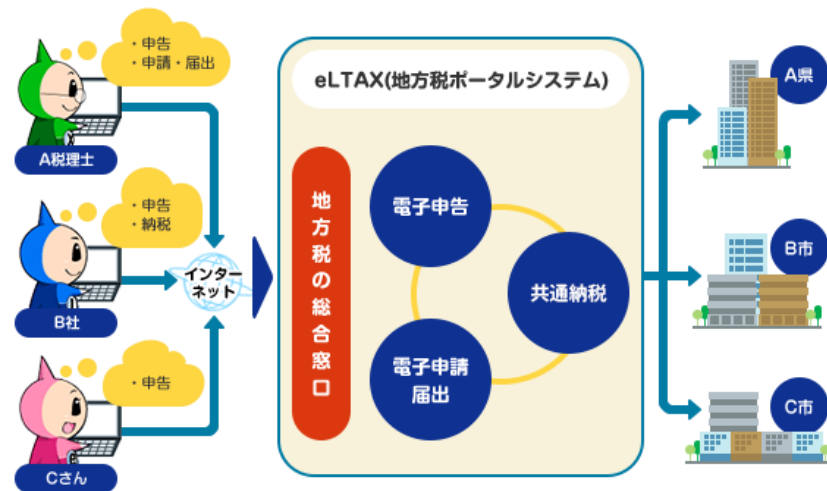
※ 申告納入期限の特例要件については、「[北谷町宿泊税徴収の手引き](#)」をご覧ください。

4. 宿泊税の徴収・申告納入

STEP3 申告納入 eLTAX (エルタックス)

<eLTAX (エルタックス) の概要>

- eLTAX(エルタックス)とは、「地方税共同機構」が開発・運営する、地方税における手続きをインターネットを利用して電子的に行うことができるシステムです。
- eLTAX対応ソフトウェアである「PCdeskNext」を利用することで電子申告・電子申請が可能となり、申告後に「PCdesk」(DL版又はWeb版)を利用することで電子納付が可能となります。
- 具体的な操作方法についてはPCdeskNext特設ページをご覧ください。



引用 | 地方税共同機構 エルタックスHPより

<eLTAXリンク> ※利用時間は8時30分から24時までとなります。

<eLTAXのホームページ>

<https://www.eltax.lta.go.jp/>



<PCdeskNext特設ページ>

<https://www.eltax.lta.go.jp/news/07816>



<eLTAXのよくある質問>

<https://eltax.custhelp.com/>



5. 適正な申告納入のために

帳簿等の記載・保存

日々の宿泊税額を適正に把握していただくために、特別徴収義務者は、帳簿の備付けと、その帳簿に記載された取引等に関して作成した書類を保存する必要があります。

<帳簿の記載及び保存>

【記載事項】

宿泊年月日、宿泊者数、宿泊税の課税対象となる宿泊者数、宿泊税の課税免除となる宿泊者数、宿泊料金及び宿泊税額

※上記が網羅されたものであれば、日々作成される業務用帳簿等に代えて頂いても構いません。例) 総勘定元帳、仕分帳、現金出納帳、売掛金元帳、売上帳簿等

【保存期間】

申告納入期限の翌日から起算して3月を経過した日から5年間

<書類の作成及び保存>

【作成要件】

宿泊に係る売上傳票その他の書類で、宿泊年月日、宿泊者数、宿泊料金及び宿泊税額が記載されているもの

例) 売上傳票、契約書、予約表、会計表、領収書、利用明細書 等

【保存期間】

申告納入期限の翌日から起算して3月を経過した日から5年間

<電磁的記録（電子データ）による保存等>

特別徴収義務が最初の記録段階から一貫して電子計算機（PC等）を使用して帳簿書類を作成する場合で、北谷町宿泊税条例に定める要件を満たすときは、電磁的記録をもって、帳簿書類の作成、備付け及び保存に代えることができます。

**※帳簿等の保存義務については、条例により罰則が定められています。
帳簿や書類の保存義務に違反した場合、1年以下の拘禁刑または50万円以下の罰金が科せられることがあります。**

6. その他

その他 課税免除について

以下のいずれかに該当する宿泊には課税しません。

- ア 学校の教育活動に伴う宿泊
- イ スポーツ大会・文化大会への参加に伴う宿泊
- ウ 外国大使等の任務遂行に伴う宿泊

【ア、イの対象者】

右記施設に通う 児童・学生	幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む）、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校	
引率者	ア	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校教育上の観点から生徒等の引率を行う学校関係者 ・ 部活動等の活動にあたり、指導やサポートを行う監督、コーチ等
	イ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 引率を行う関係者 ・ クラブチーム等の活動にあたり、指導やサポートを行う監督、コーチ等

【ウの対象者】

外国大使等	ウ	<ul style="list-style-type: none"> ・ ウィーン条約に基づく相互主義の観点から宿泊税を免除します。 ・ 課税が免除される施設 消費税が免除される施設として国税庁長官の指定を受けた宿泊施設 ・ 課税が免除される外国大使等 消費税を免除される者として外務省大臣官房儀典官からその証明書となる免税カードの交付を受けた者 <p>【課税免除の手続き】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外国大使等より、宿泊に際し、消費税の免除のための「消費税免除カード」の提示及び「外国公館等用免税購入表」の提出を受けてください。 ・ 消費税が免除となる場合についてのみ、宿泊税も課税免除となります。 <p>※具体的な取扱い等については、「外国公館等に対する課税資産の譲渡等に係る消費税の免除の取扱いについて」（消費税法基本通達）に準じます。</p>
--------------	---	--

6. その他

その他 課税免除について

ア 学校の教育活動に伴う宿泊

学校が行う教育活動で宿泊を伴うもの

授業	・高等学校（中等教育学校の後期を含む。）の通信制課程の面接指導（スクリーニング）
学校行事 (特別活動)	・修学旅行、林間学校、臨海学校 ・その他これらに相当する学校行事 (リーダー研修や自然教室等を想定)
課外活動	・部活動（例：野球部、吹奏楽部等の活動） ・部活動以外による学校代表としての大会参加（例：弁論大会、簿記大会 等）

イ スポーツ大会・文化大会への参加に伴う宿泊

学校以外の団体が行う教育的意義を持つ活動で宿泊を伴うもの

地域クラブ等の活動

次の団体の主催する大会への参加

- ① 地方公共団体
- ② 日本スポーツ協会及び当該協会に直接又は間接に加入している団体
- ③ 中学校体育連盟
- ④ 公益法人等（※）及びこれらの法人に直接に加入している人格のない社団等（スポーツに係る活動を行っている団体を除く。）

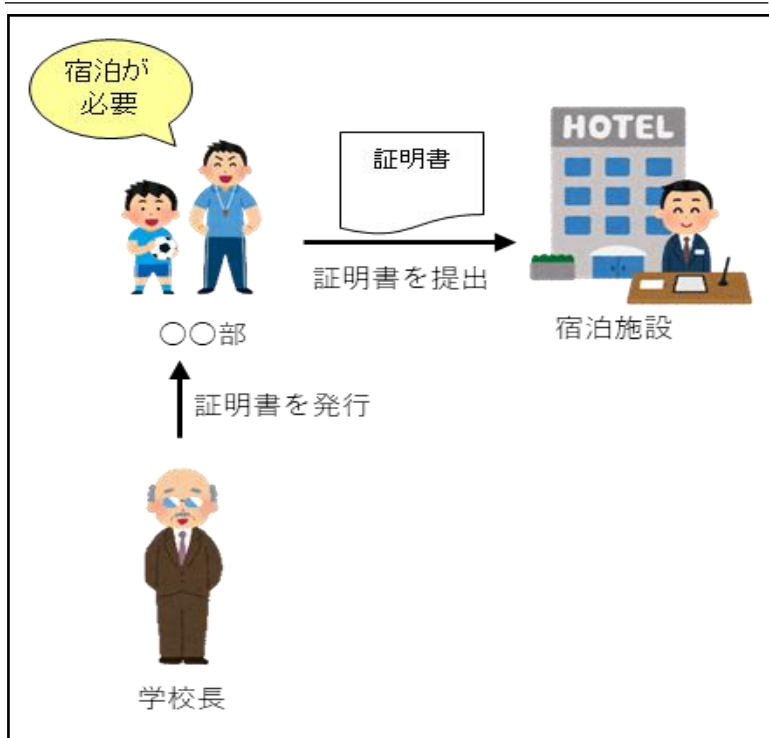
※公益法人等：公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人に限る。）、一般財団法人（非営利型法人に限る。）、NPO法人

6. その他

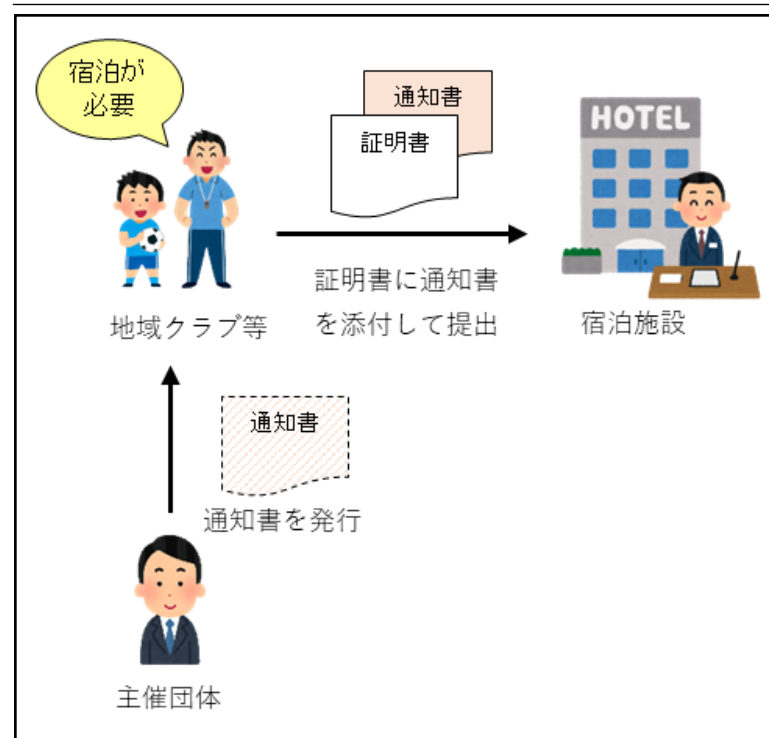
その他 課税免除に関する手続きの流れ

- 課税免除に関して、アについては「学校の教育活動であることの証明書（学校用）」、イについては「日本中学校体育連盟等が主催する大会に参加するための宿泊であることの証明書（地域クラブ等）」及び「宿泊税課税免除申請に係る大会通知書」を宿泊者から受領することが必要です。
- 宿泊施設側で、大会の主催団体などの課税免除の要件を確認する必要はありません。課税免除の判断は、証明書及び通知書の有無で行ってください。
- 当該証明書等は、納入申告の際の提出は不要ですが、宿泊施設において5年間保存をお願いします。

ア 学校の教育活動に伴う宿泊



イ スポーツ大会・文化大会への参加に伴う宿泊



6. その他

その他 ア 学校教育活動に伴う宿泊の場合

あらかじめ規定した課税免除対象者を免除する場合、学校などから所定の書類提出を受けてください。

書類の提出

- 宿泊日、活動の種類、宿泊施設名称、課税免除となる宿泊人数などを記入し、学校長が作成します。
- この証明書は、特別徴収義務者において宿泊税の帳簿とともに保存してください。

※宿泊税の調査を実施する際に保存等の状況について確認を行う場合があります。

提出書類

学校の教育活動であることの証明書（学校用）	
宿 泊 日	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 （ ） 泊
活動の種類	<input type="checkbox"/> 通信制の課程で行う面接指導（スクーリング）（規則第4条第1号） <input type="checkbox"/> 修学旅行、林間学校、臨海学校その他これらに相当する学校行事（規則第4条第2号） <input type="checkbox"/> 部活動（規則第4条第3号） <input type="checkbox"/> 部活動以外による学校を代表した大会への参加（規則第4条第4号）
宿泊施設名称	
課税免除となる宿泊人数 （引率者含む。） 下記注意事項3、4を参照ください。	
備 考	

上記の宿泊については、北谷町宿泊税条例第5条第1号及び北谷町宿泊税条例施行規則第4条第1項に規定する学校の教育活動に該当するものであることを証明します。

令和 年 月 日

住 所 地 _____

学校名 _____

学校長名 _____ 印

注1 該当箇所の□にチェック☑を記入してください。
2 印刷し、手書きしていただいても結構です。
3 課税免除となる宿泊人数には、学校が行う教育活動に参加している方及び引率の方を含みます。
4 引率の方とは、学校教育法上の観点から生徒等の引率を行う学校の関係者や、部活動、クラブチームの活動にあたり、指導やサポートを行う監督、コーチ等をいい、旅行業者の添乗員やカメラマン等は該当しません。
5 学校長以外の方が無断で作成し、または改変を行った場合は有印公文書偽造罪、有印公文書変造罪、公電磁的記録不正作出罪に当たる可能性がありますのでご注意ください。

6. その他

その他 イ スポーツ大会・文化大会への参加に伴う宿泊の場合

あらかじめ規定した課税免除対象者を免除する場合、学校などから所定の書類提出を受けてください。

書類の提出

- 宿泊日、大会名、大会の主催団体、課税免除の宿泊人数などを記入し、地域クラブ等の代表者が作成します。
- この証明書は、特別徴収義務者において宿泊税の帳簿とともに保存してください。

※宿泊税の調査を実施する際に保存等の状況について確認を行う場合があります。

提出書類（2種）

日本中学校体育連盟等が主催する大会に参加するための宿泊であることの証明書（地域クラブ等用）

宿 泊 日	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	() 泊
大会名		
大会の主催団体	<input type="checkbox"/> 地方公共団体 <input type="checkbox"/> 公益財団法人日本スポーツ協会及び当該協会に直接又は間接に加入している団体（中体連を除く。） <input type="checkbox"/> 公益財団法人日本中学校体育連盟、九州中学校体育連盟、沖縄県中学校体育連盟及び県内各地区の中学校体育連盟 <input type="checkbox"/> 公益法人等及びこれらの法人に直接に加入している人格のない社団等（スポーツに係る活動を行っている団体を除く。）	
宿泊施設名称		
課税免除となる宿泊人数 (引率を含む。) 下記注意事項3、4を参照ください。		
備 考		

上記の宿泊については、北谷町宿泊税条例第5条第2号及び北谷町宿泊税条例施行規則第4条に規定する公益財団法人日本中学校体育連盟等が主催する大会に参加するための宿泊であることを証明します。

令和 年 月 日
住 所 地 _____
地域クラブ等の団体名 _____
代表者 _____ 印
(個人の参加にあつては当該個人の指導者)

【記載にあつての注意事項】

- 1 該当箇所の口にチェック☑を記入してください。
- 2 印刷し、手書きしていただいても結構です。
- 3 課税免除となる宿泊人数には、学校が行う教育活動に参加している方及び引率の方を含みません。
- 4 引率の方とは、学校教育法上の観点から生徒等の引率を行う学校の関係者や、部活動、クラブチームの活動にあたり、指導やサポートを行う監督、コーチ等をいい、旅行業者の添乗員やカメラマン等は該当しません。
- 5 公益法人等とは、北谷町宿泊税条例施行規則第4条第2項第4号で定める公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人に該当する場合に限る。）、一般財団法人（非営利型法人に該当する場合に限る。）及び特定非営利活動法人を指します。
- 6 主催団体が発出する大会開催日等の通知文を添付すること。
- 7 地域クラブ等のチーム代表者以外の方が無断で作成し、または改変を行った場合は有印私文書偽造罪、有印私文書変造罪、私電磁的記録不正作出罪に当たる可能性がありますのでご注意ください。

宿泊税課税免除申請に係る大会通知書

大会名	
大会開催期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
主催団体の種別	<input type="checkbox"/> 地方公共団体 <input type="checkbox"/> 公益財団法人日本スポーツ協会又は当該協会に直接又は間接に加入している団体（中体連を除く。） <input type="checkbox"/> 公益財団法人日本中学校体育連盟、九州中学校体育連盟、沖縄県中学校体育連盟又は県内各地区の中学校体育連盟 <input type="checkbox"/> 公益法人等又はこれらの法人に直接に加入している人格のない社団等（スポーツに係る活動を行っている団体を除く。）
上記の内容で大会を開催することを通知します。	
	主催団体 _____
	所在地 _____
	団体名 _____
	代表者名 _____

- 注1 本通知書は、別途作成される「日本中学校体育連盟等が主催する大会に参加するための宿泊であることの証明書（地域クラブ用）」に添付して、宿泊施設に提出してください。
- 注2 公益法人等とは、北谷町宿泊税条例施行規則第4条第2項第4号で定める公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人に該当する場合に限る。）、一般財団法人（非営利型法人に該当する場合に限る。）又は特定非営利活動法人を指します。

6. その他

その他 領収書等への宿泊税額の表示

領収書等に宿泊税の名称とその額を表示するようお願いします。

税の名称表示は、日本語表記は「宿泊税」、英語表記は「Accommodation Tax」です。

<例1 | 客室料金に宿泊税を含めない場合>

領 収 書

〇〇様

〇〇〇号室
人数 1名

日付	項目	金額
〇月〇日	客室料金	10,000円
	消費税等	1,000円
	宿泊税	200円
	合計	11,200円

〇〇年〇月〇日
沖縄県〇〇市〇〇

〇〇ホテル

●●年●●月●●日
沖縄県北谷町●●●●

●●ホテル

印
紙

領 収 書

〇〇様

〇〇〇号室
人数 1名

日付	項目	金額
〇月〇日	客室料金	10,000円
	消費税等	1,000円
	合計	11,000円

上記のほか、宿泊税額200円を領収しました。

〇〇年〇月〇日
沖縄県〇〇市〇〇

〇〇ホテル

●●年●●月●●日
沖縄県北谷町●●●●

●●ホテル

印
紙

<例2 | 客室料金に宿泊税を含める場合>

領 収 書

〇〇様

〇〇〇号室
人数 1名

日付	項目	金額
〇月〇日	客室料金	11,200円
	合計	11,200円

上記金額には、消費税額等1,000円及び宿泊税額200円が含まれています。

〇〇年〇月〇日
沖縄県〇〇市〇〇

〇〇ホテル

●●年●●月●●日
沖縄県北谷町●●●●

●●ホテル

印
紙

※宿泊税の名称とその額が明確に表示されていない場合は、宿泊税額分も消費税の課税対象となる場合がありますのでご注意ください。消費税の詳しい取り扱いは税務署までお問い合わせください。

6. その他

【その他】 北谷町宿泊税特別徴収事務報償金（交付金）について

特別徴収義務者の負担軽減を図ることを目的に、納期限までに申告納入された宿泊税の一定割合を特別徴収義務者報償金として交付します。

<交付対象>

- 北谷町で登録されている宿泊税の特別徴収義務者

<算定期間>

- 前年度の4月～3月申告納入分

<交付の基準及び交付額>

- 算定期間において、申告納入期限までに申告納入された金額の合計額に2.5%（施行当初から5年間は3.0%）を乗じて得た額。
- 1円未満切り捨て ※施設ごとに算定

<交付の手続き>

- 交付請求手続きは不要です。
- 算定期間内の納期内納入額を基準として毎年8月末頃（予定）に交付します。

6. その他

その他 宿泊税の周知・広報について

ポスター・チラシ等の作成

北谷町にてポスター及びチラシ等を作成し、北谷町宿泊税制度の周知・広報を実施します。

町内にある宿泊施設でのポスター掲示、チラシ等をご活用いただき周知のご協力宜しくお願い致します。

北谷町宿泊税ホームページ

<https://www.chaton.jp/smph/seikatsuguide/zeikin/oshirase/syukuhakuzei.html>



沖縄県宿泊税ホームページ

<https://www.pref.okinawa.jp/kurashikankyo/zeikin/1003660/1036559/1036550.html>



沖縄県内に宿泊されるみなさまへ
To everyone staying in Okinawa

税率 tax rate
宿泊税 2%

令和9年(2027年)2月1日より開始
Accommodation Tax Notice Effective February 1, 2027

【上限】
税額 2,000円
Maximum:
tax amount 2,000 yen

事前知って
めんそーれ!

この島が、
この島らしく
あるように。

宿泊税は沖縄観光の魅力を高める
さまざまな施策に活用します。
The accommodation tax will be used for various measures to
enhance the appeal of tourism in Okinawa.

- 受入体制整備
Development of Visitor Infrastructure
- 景観・自然環境の保全
Conservation of Landscapes and the Natural Environment
- 文化・歴史の継承
Preserving Cultural and Historical Heritage
- 安全・安心な観光
Ensuring Safe and Secure Tourism
- 持続可能な観光推進
Promoting Sustainable Tourism

沖縄県 Okinawa Prefecture

【情報提供に関する問い合わせ】
沖縄県観光課 TEL:098-866-2101
General Inquiries (English)
Okinawa Prefecture General Affairs Department Tax Division
TEL:098-866-2101

【税を適用した事業に関する問い合わせ】
沖縄県文化観光スポーツ部観光政策課 TEL:098-866-2763
Inquiries regarding tax (English)
Okinawa Prefecture, Culture, Tourism and Sports Department,
Tourism Policy Division, Tel: 098-866-2763

Each language

QR English QR 中文(简体) QR 中文(繁體) QR 한국어

ご清聴
ありがとうございました！



お問い合わせ
北谷町税務課納税係
担当：津嘉山、山内
TEL：098-936-1234（内線1630）